

戦略的イノベーション創造プログラム（スマートバイオ産業・農業基盤技術）実施要領 新旧対照表

改正	現行
<p>「戦略的イノベーション創造プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)」 実施要領</p> <p>2019年1月4日付け 30生セ第0295002号 一部改正 2019年3月15日付け 30生セ第1214001号 一部改正 2019年7月9日付け 元令セ第0404002号 一部改正 2020年4月1日付け 2生セ第123105号 一部改正 2020年10月27日付け 2生セ第0713003号 一部改正 2021年4月1日付け 3生セ第0601001号 一部改正 2022年4月1日付け 4生セ第0112003号</p>	<p>「戦略的イノベーション創造プログラム(スマートバイオ産業・農業基盤技術)」 実施要領</p> <p>2019年1月4日付け 30生セ第0295002号 一部改正 2019年3月15日付け 30生セ第1214001号 一部改正 2019年7月9日付け 元令セ第0404002号 一部改正 2020年4月1日付け 2生セ第123105号 一部改正 2020年10月27日付け 2生セ第0713003号 一部改正 2021年4月1日付け 3生セ第0601001号</p>
<p>I (略)</p>	<p>I (略)</p>
<p>II 委託研究の運営・進捗管理</p>	<p>II 委託研究の運営・進捗管理</p>
<p>1～4 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p>5 出口戦略</p>	<p>5 出口戦略</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) <u>成果の社会実装</u>  <u>S I Pでは成果を広く社会実装することが求められます。社会実装には</u>  <u>次の3つのタイプがあります。</u>  <u>(I型)社会インフラにかかるプロダクト・サービスの整備・運用開始、</u>  <u>法令の制定・改正</u>  <u>(II型)協調領域におけるデータベース、共通シミュレーションの整備、</u>  <u>運用開始、標準(規則、制度を含む)の展開・制定等</u>  <u>(III型)プロダクト・サービスの上市</u></p>	<p>(4) <u>民間等への技術移転</u></p>

必要に応じて新たな社会実装の類型を実現することも可能とします。社会実装の類型を意識して、出口戦略（社会実装）目標を明確に設定することが求められます。

実用化・製品化については、本事業でプロトタイプを作成するところまでを行い、引き取り先の民間企業等が量産化を含めた実用化を担当します。研究成果を用いて新たなビジネスモデルを構築する場合は、実施組織を立上げ起業するところまでを本事業で担当し、その後の運営・維持管理は当該実施組織が自ら行います。官民が広く活用する研究成果については、ユースケースにおける実効性の確認までを本事業で行い、その後の運営・維持管理はコンソーシアムに参画する企業等が中心となって行います。

(5) (略)

6・7 (略)

### Ⅲ 委託研究の実施

1 (略)

#### 2 研究成果の報告・普及

(1) (略)

(2) 学術論文・雑誌、学会への発表等

①～⑤ (略)

(削除)

実用化・製品化については、本事業でプロトタイプを作成するところまでを行い、引き取り先の民間企業等が量産化を含めた実用化を担当します。官民が広く活用する研究成果については、ユースケースにおける実効性の確認までを本事業で行い、その後の運営・維持管理はコンソーシアムに参画する企業等が中心となって行います。

(5) (略)

6・7 (略)

### Ⅲ 委託研究の実施

1 (略)

#### 2 研究成果の報告・普及

(1) (略)

(2) 学術論文・雑誌、学会への発表等

①～⑤ (略)

⑥ 特許権等

ア 研究成果に係る特許等を出願若しくは申請（以下「出願等」という。）するときは、代表機関を通じて「発明等報告書（知財様式1）」を生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

イ 特許等を出願した場合は、代表機関を通じて「特許権等出願通知書（兼登録通知書・出願取下げ事前通知書）（知財様式2）」を生研支援センターへ遅滞なく提出してください。

⑥・⑦ (略)

(3) ~ (6) (略)

(7) 成果・普及に係る追跡調査

①~③ (略)

④ 調査結果の公表

追跡調査の結果は、内閣府又は生研支援センターのホームページ上で公表します。

(8) (略)

3 (略)

IV (略)

V 経理事務

1 (略)

2 委託費執行上の注意点

委託契約初年度は、委託契約締結前の支出は委託費で負担することはできません。委託期間開始日以降に発生した経費であって試験研究計画の内容に合致した経費が試験研究に係る委託経費の対象となります。

次年度以降の委託費に係る変更契約においては、次年度の4月1日以降に

ウ 特許等を登録した場合は、代表機関を通じて「特許権等通知書（兼登録通知書・出願取下げ事前通知書）（知財様式2）」を生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

エ 特許等の取扱い詳細は「VI 成果の取扱・知的財産権等」を確認してください。

⑦・⑧ (略)

(3) ~ (6) (略)

(7) 成果・普及に係る追跡調査

①~③ (略)

④ 調査結果の公表

追跡調査の結果は、生研支援センターのホームページ上で公表します。

(8) (略)

3 (略)

IV (略)

V 経理事務

1 (略)

2 委託費執行上の注意点

委託契約初年度は、委託契約締結前の支出は委託費で負担することはできません。委託期間開始日以降に発生した経費であって試験研究計画の内容に合致した経費が試験研究に係る委託経費の対象となります。

次年度以降の委託費に係る変更契約においては、次年度の4月1日以降に

契約が締結される場合であっても、4月1日から発生する経費は、試験研究計画の内容に合致することを前提として、委託経費として計上することを可能とします。ただし、仮に次年度の契約締結に至らない場合には、次年度の4月1日以降に発生した経費は委託先の自己負担となることがありますのでご留意ください。

Ⅱ 5（4）に記載の社会実装を推進するため、社会実装に係る調査、広報活動、実施業務等に従事する者を雇用することや外注することを可能とします。ただし、社会実装を実施する法人等の登記に係る費用は委託費から支出できません。また、実施課題の成果をどのように社会実装するかについての明確な計画に基づいて実施するよう留意してください。

3～6 （略）

## VI 知的財産権の取扱い

### 1 用語の定義

本実施要領で使用する知財関連用語を以下に定義します。

- ① 「知的財産権」及び「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、回路配置利用権、著作権及び不正競争防止法に係わるノウハウ等の営業秘密を使用する権利をいいます。また、特許権等を受ける権利を含みません。

（削除）

- ② 「ノウハウ」とは、技術上又は営業上の情報であって秘匿することが可能で財産的価値があるものをいいます。

- ③ 「発明等」とは、特許権の対象となるものの発明、実用新案権の対象となるものの考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものの創作、育成者権の対象となるものの育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものの案出をいいます。

- ④ 「通常実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした通常実施

契約が締結される場合であっても、4月1日から発生する経費は、試験研究計画の内容に合致することを前提として、委託経費として計上することを可能とします。ただし、仮に次年度の契約締結に至らない場合には、次年度の4月1日以降に発生した経費は委託先の自己負担となることがありますのでご留意ください。

3～6 （略）

## VI 知的財産権の取扱い

### 1 用語の定義

本実施要領で使用する知財関連用語を以下に定義します。

- ① 「知的財産権」及び「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権、回路配置利用権、著作権及び不正競争防止法に係わるノウハウ等の営業秘密を使用する権利をいいます。また、知的財産権及び特許権等を受ける権利を含みます。

- ② 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいいます。また、これらの産業財産権を受ける権利を含みます。

- ③ 「ノウハウ」とは、産業財産権等の対象とならない技術上又は営業上の情報であって秘匿することが可能で財産的価値があるものをいいます。

- ④ 「通常実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした通常実施

権、並びに著作権（プログラム及びデータベースの著作物を利用する権利に限る）、育成者権及び回路配置利用権を対象とした通常利用権をいいます。

⑤「専用実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした専用実施権、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした専用利用権をいいます。

⑥～⑧（略）

## 2 特許権等の帰属

(1) 委託先の代表機関が次の①から④の全てを約する特許権等の帰属に係る「確認書」を生研支援センターへあらかじめ提出した場合、生研支援センターは、構成員から研究成果に係る特許権等を譲り受けません。なお、構成員間又は構成員と協力機関との間で共同研究して発生した研究成果に係る特許権等は、共同研究を行った当事者間で共同出願契約を締結した上で当事者間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与度等に応じて当事者間で協議して決定するものとします。

委託先の代表機関が特許権等の帰属に係る確認書を生研支援センターへ提出しない場合、生研支援センターは、生研支援センターが必要と判断した構成員の成果に係る特許権等を構成員から無償で譲り受けるものとします。

① 構成員は、研究成果に係る発明等を行ったときは、代表機関を通じて生研支援センターへ提出して報告すること。

② 主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項で規定される主務大臣を指します。）の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、構成員、構成員に帰属させた当該特許権等を無償実施又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターの指定する者に許諾すること。

権、商標権を対象にした通常使用权、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした通常利用権をいいます。

⑤「専用実施権」とは、特許権、実用新案権及び意匠権を対象とした専用実施権、商標権を対象にした専用使用权、並びに育成者権及び回路配置利用権を対象とした専用利用権をいいます。

⑥～⑧（略）

## 8 知的財産権の帰属

(1) 委託先の代表機関が次の①から④の全てを約する特許権等の帰属に係る「確認書」を生研支援センターへあらかじめ提出した場合、生研支援センターは、構成員から研究成果に係る特許権等を譲り受けません。なお、構成員間又は構成員と協力機関との間で共同研究して発生した研究成果に係る特許権等は、共同研究を行った当事者間で共同出願契約を締結した上で当事者間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与度等に応じて当事者間で協議して決定するものとします。

委託先の代表機関が特許権等の帰属に係る確認書を生研支援センターへ提出しない場合、生研支援センターは、生研支援センターが必要と判断した構成員の成果に係る特許権等を構成員から無償で譲り受けるものとします。

① 構成員は、本委託業務による発明又は発明に係る特許権等の出願等を行ったとき、特許権等の登録若しくは品種登録を受けたとき、及び著作物を創作したときは、「10発明・出願の通知」及び「11出願後の状況通知」にそれぞれ規定した各通知書・報告書等を定められた期間内に代表機関を通じて生研支援センターへ提出して報告すること。

② 主務大臣（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第22条第1項に規定する主務大臣をいう。）の要請に応じて、生研支援センターが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、構成員、構成員に帰属させた当該特許権等を無償実施又は利用する権利を生研支援センター又は生研支援センターの指定する者に許諾すること。

③ 構成員に帰属させた当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと生研支援センターが認める場合において、主務大臣の要請に応じて、生研支援センターがその理由を明らかにして求めるときには、構成員は当該特許権等を利用する権利を生研支援センターの指定する者へ許諾すること。

④ 構成員は、生研支援センター以外の第三者に当該特許権等の移転又は当該特許権等についての専用実施権の設定若しくは移転の承諾（以下この項において「移転等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。

イ 構成員である当該特許権等権者が株式会社であって、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号で規定される子会社を指します。）又は親会社（同条第四号で規定される親会社を指します。）に移転等をする場合

ロ 構成員が承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含みます。））又は認定ＴＬＯ（同法第十一条第一項の認定を受けた者）に移転等をする場合

ハ 乙構成員が技術研組合である場合に、乙構成員がその組合員に当該特許権等の移転等をする場合

(2) 構成員が前項（１）の各号のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと生研支援センターが認めるときは、構成員に帰属させた当該特許権等を生研支援センターへ無償で譲渡しなければなりません。その際、当該特許権等を既に出願していた場合には生研支援センターへの名義変更を行い、当該特許権等を既に取得していた場合には生研支援センターへ当該特許権等を移転するものとし、名義変更等により発生する費用は構成員が負担することになります。

(3) 構成員は、（１）により構成員に帰属するとされた当該特許権等に係る特許権等の出願等を行う場合は、出願等に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願等である旨を以下の通り表示してください。

③ 構成員に帰属させた当該特許権等が相当期間実施されておらず、かつ、当該特許権等を相当期間実施していないことについて正当な理由が認められないと生研支援センターが認める場合において、生研支援センターがその理由を明らかにして求めるときには、構成員は当該特許権等を利用する権利を生研支援センターの指定する者へ許諾すること。

④ 構成員は、本要領及び委託契約の特許権等の実施、許諾、移転、放棄等の規定を遵守すること。

(2) 前項（１）により生研支援センターが構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、構成員が正当な理由無く前項各号のいずれかに該当しないと生研支援センターが認めるときは、構成員に帰属させた当該特許権等を生研支援センターへ無償で譲渡していただきます。

(3) 構成員は、（１）により生研支援センターが構成員に当該特許権等の帰属を認めた後、当該発明に係る特許権等の出願等を行う場合は、出願等に係る書類に国等の委託研究の成果に係る出願等である旨を以下の通り表示してください。

【特許出願の記載（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

「スマートバイオ産業・農業基盤技術」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」

(4) 構成員は、成果報告書及びその他これに類する生研支援センターへ提出した著作物に関わる著作権について、生研支援センターによる当該著作物の利用に必要な範囲において、生研支援センターが利用する権利及び生研支援センターが第三者に利用を許諾する権利を生研支援センターへ許諾したものとします。

(5) 構成員が自らの諸事情若しくは構成員が不正経理・行為を行ったため、又は委託試験研究実施計画書の見直し等にもとめない構成員がコンソーシアムを委託期間中に脱退する場合は、生研支援センター又は他の構成員は、脱退する構成員が研究成果に係る特許権等を無償で譲り受ける権利又は再実施権付き実施許諾を無償で受ける権利を有するものとします。

なお、コンソーシアムを脱退した構成員が研究成果に係る特許権等を維持する場合、当該構成員は、コンソーシアム脱退後であっても当該特許権等に係る出願、実施、許諾、移転又は放棄等を行うときは、委託契約に規定する成果の守秘義務及び取扱規程に基づいてこれを行わなければなりません。

### 3 知的財産権に係る経費の負担

委託先は、得られた研究成果を特許出願等を行うための先行調査をはじめ、出願・申請から登録までに要した経費を間接経費から支出することができます。特許権等の権利維持・管理費用は自己負担してください。構成員が特許権等を共有する場合は、共有者間で協議して経費の負担割合を事前に取り決めて

【特許出願の記載（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

「スマートバイオ産業・農業基盤技術」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」

(4) 構成員は、成果報告書及びその他これに類する生研支援センターへ提出した著作物に関わる著作権について、生研支援センターによる当該著作物の利用に必要な範囲において、生研支援センターが利用する権利及び生研支援センターが第三者に利用を許諾する権利を生研支援センターへ許諾したものとします。

(5) 構成員が自らの諸事情若しくは構成員が不正経理・行為を行ったため、又は委託試験研究実施計画書の見直し等にもとめない構成員がコンソーシアムを委託期間中に脱退する場合は、生研支援センター又は他の構成員は、脱退する構成員が委託業務によって得た成果に係る特許権等を無償で譲り受ける権利又は再実施権付き実施許諾を無償で受ける権利を有するものとします。

なお、コンソーシアムを脱退した構成員が委託業務の成果に係る特許権等を維持する場合、当該構成員は、コンソーシアム脱退後であっても当該特許権等に係る出願、実施、許諾、移転又は放棄等を行うときは、委託契約に規定する成果の守秘義務及び取扱規程に基づいてこれを行わなければなりません。

### 4 知的財産権に係る経費の負担

委託先は、得られた研究成果を特許出願等を行うための先行調査をはじめ、出願・申請から登録までに要した経費を間接経費から支出することができます。特許権等の権利維持・管理費用は自己負担してください。構成員が特許権等を共有する場合は、共有者間で協議して経費の負担割合を事前に取り決めて

おく必要があります。

#### **4 成果報告書の提出**

(1) 構成員は、委託業務終了時（委託業務を中止、又は廃止したときを含む。）には、成果報告書を作成し生研支援センターへ遅滞なく提出してください。成果報告書には、研究成果の詳細、設定した目標に対する達成状況及び成果の公表や発明などの技術情報を的確に整理し記載していただきます。

(2) 構成員は、成果報告書及びその他これに類する生研支援センターへ提出された著作物に係わる著作権について、生研支援センターが成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾したものとします（著作権法第21条から第28条までの権利を対象とします）。当該利用については、著作者人格権を行使しないものとします。また、構成員は、著作者が構成員以外のものであるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとってください。

#### **5 成果の確認**

(1) 構成員は、委託業務によって得た研究成果報告書の記載内容について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを確認しなければなりません。

(2) 研究成果報告書に記載した研究成果について、第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、当該構成員は自己の費用負担及び責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、当該構成員がその全責任を負います。

#### **6 成果の公表・普及**

(1) 構成員は、委託期間中又は委託期間終了後において、未公開の特許権等の技術情報や秘匿すべきノウハウに係るものを除いて、研究成果を適

おく必要があります。

#### **7 成果の確認**

(1) 構成員は、委託業務によって得た研究成果報告書へ記載した成果について、特許公報その他技術情報を調査して、第三者の特許権等を侵害していないことを確認しなければなりません。

これに係る調査の方法、条件、範囲及び得られた結果等は、証拠として当該成果が有効な期間保存するよう努めてください。

(2) 研究成果報告書に記載した研究成果について、第三者から特許権等その他の権利の侵害等の主張があったときは、当該構成員は自己の費用負担及び責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、当該構成員がその全責任を負います。

切に発表又は公開するようにしてください。研究成果を生研支援センター以外の者に提供しようとするときは、「研究実施内容発表事前（事後）通知書」（広報様式1）を、代表機関等を通じて生研支援センターへ事前に提出し報告してください。内容によっては、発表時期等について相談させていただく場合があります。

（2）構成員は、委託期間中又は委託期間終了後3年以内に、研究成果に係る製品が上市（市場での取引開始等）されたとき又は研究成果に係る技術等を用いて事業化（サービスの開始等）されたとき、研究成果に係る技術等が生産現場に導入されたときは、「研究成果普及報告書」（広報様式3）を作成し、代表機関等を通じて生研支援センターに速やかに提出してください。

## **7 研究成果に関する不正な流出の防止**

（1）構成員は、委託業務に関して知り得た業務上の秘密及び研究成果について、委託期間に関わらず第三者への不正な流出を防止しなくてはなりません。このためには、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとってください。

（2）構成員は、第三者へ不正に研究成果の流出があった場合には、代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処してください。

## **8 技術情報の封印等**

委託業務開始前から構成員が既に保有している技術情報のうち、当該構成員が必要とする重要な技術情報については「封印申請書（事業様式3）」に記載し、代表機関等を通じて生研支援センターに提出してください。この申請書が提出されたときは、生研支援センターと当該構成員の立ち合いの上で封印を実施します。封印された記録は当該構成員が保管し、封印された記録のリストは生研支援センターと当該構成員の各々が保管するものとします。

## **9 バックグラウンド知財の共有及び実施許諾**

## **6 成果の不正な流出防止**

（1）構成員は、委託業務に関して知り得た業務上の秘密及び委託業務を実施した結果得られた成果について、委託期間に関わらず第三者への不正な流出を防止しなくてはなりません。このためには、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとってください。

（2）構成員は、第三者へ不正に研究成果の流出があった場合には、代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処してください。

## **2 バックグラウンド知財の共有及び実施許諾**

(1) 構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託業務を開始し遂行するために必要となる構成員の既存バックグラウンド知財（著作権及び営業秘密を除く。以下、本項において同じ。）を相互に開示すると共に、委託期間中は、当該バックグラウンド知財権者が定める条件に従い、当該バックグラウンド知財を相互間で実施許諾するように努めるものとします。

(2) 構成員の既存バックグラウンド知財がS I Pスマートバイオ産業・農業基盤技術の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託業務に有用であるとPDまたは知財委員会が判断する場合は、当該バックグラウンド知財権者である構成員は、委託期間中は、当該バックグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有すると共に、当該バックグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾する為の条件を設定し、当該バックグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。

(3) 委託期間終了後に委託業務で得られたフォアグラウンド知財を利用するに際し、他の構成員が既存するバックグラウンド知財の使用が不可欠である場合は、当該バックグラウンド知財の所有者はフォアグラウンド知財を利用する者に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知財の実施を許諾するように努めるものとします。

(4) バックグラウンド知財を実施許諾する際の知財権者の対応及び許諾条件が本事業の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財委員会が調整して合理的な解決案を得るものとします。

### 10 フォアグラウンド知財の共有及び実施許諾

(1) 構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託業務によって得たフォアグラウンド知財（著作権及び営業秘密を除く。以

(1) 構成員は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託業務を開始し遂行するために必要となる構成員の既存バックグラウンド知財（著作権及び営業秘密を除く。以下、本項において同じ。）を相互に開示すると共に、委託期間中は、当該バックグラウンド知財権者が定める条件に従い、当該バックグラウンド知財を相互間で実施許諾するように努めるものとします。

(2) 構成員の既存バックグラウンド知財がS I Pスマートバイオ産業・農業基盤技術の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託業務に有用であるとPDまたは知財委員会が判断する場合は、当該バックグラウンド知財権者である構成員は、委託期間中は、当該バックグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有すると共に、当該バックグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾する為の条件を設定し、当該バックグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。

(3) 委託期間終了後に委託業務で得られたフォアグラウンド知財を利用するに際し、他の構成員が既存するバックグラウンド知財の使用が不可欠である場合は、当該バックグラウンド知財の所有者はフォアグラウンド知財を利用する者に対して、実施許諾の条件を設定して、当該バックグラウンド知財の実施を許諾するように努めるものとします。

(3) バックグラウンド知財を実施許諾する際の知財権者の対応及び許諾条件が本事業の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財委員会が調整して合理的な解決案を得るものとします。

### 3 フォアグラウンド知財の共有及び実施許諾

(1) 委託先は、委託業務を遂行する目的に限定して、委託期間中は、委託業務によって得たフォアグラウンド知財（著作権及び営業秘密を除く。以

下、本項において同じ。)を当該フォアグラウンド知財権者が定める条件に従い、相互間で実施許諾するように努めるものとします。

(2) 研究成果の有効活用を図る観点から、フォアグラウンド知財がS I P スマートバイオ産業・農業基盤技術の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託業務に有用であるとP Dまたは知財委員会が判断する場合は、当該フォアグラウンド知財権者である構成員は、委託期間中は、当該フォアグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有すると共に、当該フォアグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾する為の条件を設定し、当該フォアグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとします。

(削除)

(3) 前項の情報の共有及び研究成果の提供に当たっては、当事者間で秘密保持契約等を事前に締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じるものとします。

(4) フォアグラウンド知財を実施許諾する際の知財権者の対応及び許諾条件等が本事業の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財委員会が調整して合理的な解決案を得るものとします。

下、本項において同じ。)を当該フォアグラウンド知財権者が定める条件に従い、相互間で実施許諾するように努めるものとします。

(2) 研究成果の有効活用を図る観点から、フォアグラウンド知財がS I P スマートバイオ産業・農業基盤技術の研究に携わる他のコンソーシアムが進める委託業務に有用であるとP Dまたは知財委員会が判断する場合は、当該フォアグラウンド知財権者である構成員は、委託期間中は、当該フォアグラウンド知財に係る情報を他のコンソーシアムに属する構成員との間で共有すると共に、当該フォアグラウンド知財の実施を必要とする他のコンソーシアムに属する構成員に対して、実施許諾する為の条件を設定し、当該フォアグラウンド知財を実施許諾するように努めるものとします。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとします。

(3) 国が進める他の試験研究事業へ委託業務成果の一部を提供することについてP Dがこれを必要であると認める場合は、当該成果を有する構成員は、当該構成員が帰属するコンソーシアムの他の構成員の同意を得て、当該成果を必要とする者に当該成果を提供するように努めるものとします。この場合、当該成果を提供する構成員は「研究実施内容等発表事前(事後)通知書(広報様式1)」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

(4) (2) 及び (3) の情報の共有及び成果の提供に当たっては、当事者間で秘密保持契約等を事前に締結して、フォアグラウンド知財に係る情報の漏えいを防ぐ対策を講じるものとします。

(5) フォアグラウンド知財を実施許諾する際の知財権者の対応及び許諾条件等が本事業の推進に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財委員会が調整して合理的な解決案を得るものとします。

## 1.1 成果に関する内部規則の整備

(1) 委託先は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(2016年2月農林水産技術会議決定)に基づき、知的財産の管理を行ってください。

### ① コンソーシアムにおける知財合意書の作成及び合意

委託研究に取り組む各コンソーシアムは、委託契約を逸脱しない範囲で、次のアからキを含めた研究成果に係る特許権等の取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成して運用してください。

コンソーシアム協定書にこれらが既に反映されている場合は知財合意書を新たに作成する必要はありません。

ア 秘密保持

イ 研究成果の権利化等の決定手続

ウ 研究成果に係る知的財産権の帰属

エ 知的財産権(研究成果に係るもの、参加機関が予め保有しているもの等)の自己実施 及び実施許諾

オ 委託研究等の体制変更(研究機関の新規参加や脱退等)への対応力 合意内容の有効期間

キ 特別な実施形態(国外での実施や第三者への独占的实施許諾等)

### ② コンソーシアムにおける権利化方針(知的財産の取扱方針(知財様式6))の作成

コンソーシアム(単独の研究機関の場合は当該機関)は、委託業務等を進めるに当たり、先行技術等の状況を踏まえつつ、想定される研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針(知的財産の取扱方針(知財様式6)) (以下「権利化等方針」という。)を作成してください。委託業務期間中に提出した権利化等方針(知的財産の取扱方針(知財様式6))を変更した場合はその都度生研支援セ

## 5 成果に関する内部規則の整備

(1) 委託先は、「農林水産研究における知的財産に関する方針」(2016年2月農林水産技術会議決定)に基づき、知的財産の管理を行ってください。

### ① コンソーシアムにおける知財合意書の作成及び合意

委託研究に取り組む各コンソーシアムは、委託契約を逸脱しない範囲で、次のアからキを含めた試験研究成果に係る特許権等の取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成して運用してください。

コンソーシアム協定書にこれらが既に反映されている場合は知財合意書を新たに作成する必要はありません。

ア 秘密保持

イ 試験研究成果の権利化等の決定手続

ウ 試験研究成果に係る知的財産権の帰属

エ 知的財産権(試験研究成果に係るもの、参加機関が予め保有しているもの等)の自己実施 及び実施許諾

オ 委託研究等の体制変更(研究機関の新規参加や脱退等)への対応力 合意内容の有効期間

キ 特別な実施形態(国外での実施や第三者への独占的实施許諾等)

### ② コンソーシアムにおける権利化方針(知的財産の取扱方針(知財様式6))の作成

コンソーシアム(単独の研究機関の場合は当該機関)は、委託業務等を進めるに当たり、先行技術等の状況を踏まえつつ、想定される試験研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針(知的財産の取扱方針(知財様式6)) (以下「権利化等方針」という。)を作成してください。委託業務期間中に提出した権利化等方針(知的財産の取扱方針(知財様式6))を変更した場合はその都度生研支

ンターに提出してください。

(2) 構成員は、構成員の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が研究成果に係る国内外における特許権等を受ける権利を従業員等から構成員へ帰属させる旨の契約を委託契約の締結後従業員等との間で速やかに締結してください。職務発明規程等によって従業員等から構成員への帰属が既に定められ、委託業務に適用できる場合はこの限りではありません。

## 1.2 発明・出願等の通知

### (1) 発明等報告書

① 構成員は、研究成果に係る発明等を行った場合は、権利化の有無にかかわらず、権利化せずに公表するものも含めて、それらの知的財産の内容及び取扱いを記載した「発明等報告書（知財様式1）」を、代表機関等を通じて速やかに生研支援センターに提出してください（ただし、ノウハウについては、ノウハウの指定を行った時点で提出）。

② ①において、特許権等の出願等を行おうとする場合は、国内又は国外への出願等にかかわらず、出願等を行う1ヶ月前までに「発明等報告書（知財様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターに提出してください。

また、国外への出願等を予定する場合は、国外出願の予定の有無についても記載してください。なお、バックグラウンド知財を利用した発明等の場合には、利用した当該バックグラウンド知財を特記事項欄に記載してください。

### (2) 特許権等の出願に係る報告

構成員は、発明等を国内外に出願等を行った場合、出願等の番号、出願等年月日、出願人等の氏名及び発明用の名称が確認出来る書類を添付して出願等を行った日から数えて90日以内に、「特許権等出願通知書（知財様式2）」を代表機関を通じて生研支援センターに提出してください。また、PCT国際出願後に各指定国へ国内移行したときは「特許権等出願通知書（知財様式2）」に記載したうえで代表機関を通じて生研支援センターへ再提出していただきます。この場合、当該年度の7月末又は1月末

援センターに提出してください。

(2) 構成員は、構成員の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が委託業務を実施した結果得られた成果に係る国内外における特許権等を受ける権利を従業員等から構成員へ帰属させる旨の契約を委託契約の締結後従業員等との間で速やかに締結してください。職務発明規程等によって従業員等から構成員への帰属が既に定められ、委託業務に適用できる場合はこの限りではありません。

## 1.0 発明・出願の通知

### (1) 発明等報告書

① 構成員は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合は、権利化の有無にかかわらず、権利化せずに公表するものやノウハウも含めて、それらの知的財産の内容及び取扱いを記載した「発明等報告書（知財様式1）」を、代表機関等を通じて速やかに生研支援センターに提出してください。

② ①において、特許権等の出願等を行おうとする場合は、国内又は国外への出願等にかかわらず、出願等を行う1ヶ月前までに「発明等報告書（知財様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターに提出してください。

また、国外への出願等を予定する場合は、出願予定国を明記してください。出願国が変更になった場合等は必ず出願までに変更事項を記載の上再度提出してください。

### (2) 特許権等の出願に係る報告

構成員は、発明等を国内外に出願等を行った場合、出願等の番号、出願等年月日、出願人等の氏名及び発明用の名称が確認出来る書類を添付して出願等を行った日から数えて90日以内に、「特許権等出願通知書（知財様式2）」を代表機関を通じて生研支援センターに提出してください。また、PCT国際出願後に各指定国へ国内移行したときは「特許権等出願通知書（知財様式2）」に記載したうえで代表機関を通じて生研支援センターへ再提出していただきます。この場合、当該年度の7月末又は1月末

のいずれか早い日に、指定国をまとめ通知することも可能です。

のいずれか早い日に、指定国をまとめ通知することも可能です。

なお、国外で出願等を行う場合には、以下の点に留意して行ってください。

(国外での出願等にあたり留意するポイント)

- ① 国内農林水産業・食品産業等に悪影響を及ぼさないこと
  - ② 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な試験研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと。
  - ③ 国内企業の競争力の維持に対する不利益をもたらさないこと。
  - ④ 当該知的財産権を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものではないこと。
  - ⑤ 当該知的財産権を活用するための事業計画等を有し、実用化・商品化が見込まれること。
  - ⑥ 農林水産業・食品産業等に関する技術の向上が見込まれること。
- 等

### 1.3 出願後の状況通知

### 1.1 出願後の状況通知

(1) 構成員は、研究成果に係る特許権等について、出願等を取り下げる場合は「特許権等出願取下げ事前通知書（知財様式2）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

(1) 構成員は、試験研究成果に係る特許権等について、出願等を取り下げる場合は「特許権等出願取下げ事前通知書（知財様式2）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

構成員は、出願等を取り下げた後に、出願等を取り下げたことを証する書類の写しを代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出してください。ただし、優先権主張出願等に伴う原出願の見なし取下げについてはこの限りではありません。

構成員は、出願等を取り下げた後に、出願等を取り下げたことを証する書類の写しを代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出してください。ただし、原出願の見なし取下げについてはこの限りではありません。「特許権等出願取下げ事前通知書（知財様式2）」は、特許権等の公開前における取り下げの際に使用してください。

(2) 構成員は、研究成果に係る特許権等を出願した後に審査未請求又は拒絶査定等によって特許権等を受ける権利を放棄する場合は、特許権等の放棄を規定した「1.7 特許権等の放棄」に準拠して行ってください。

(2) 構成員は、委託業務の成果に係る特許権等を出願した後に審査未請求又は拒絶査定等によって特許権等を受ける権利を放棄する場合は、特許権等の放棄を規定した「1.5 特許権等の放棄」に準拠して行ってください。

(3) 構成員は、研究成果に係る特許権等の設定登録又は品種登録が行われた

(3) 構成員は、委託業務の成果に係る特許権等の設定登録又は品種登録が行

ときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称等が確認できる書類の写しを添付して「特許権等出願通知書」（知財様式2）を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から90日以内に代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。

(4) 構成員は、研究成果に係る著作物の著作権のうち、次の①から③に掲げるものについて、創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類又は著作物の電子ファイル化したもの1部を添付して発明等報告書（知財様式1）を代表機関を通じて生研支援センターへ速やかに提出してください。

- ① 著作権法第2条に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権。（以下「プログラム等の著作権」という。）
- ② プログラムの手引書その他これに類するもの。
- ③ 構成員の著作権の行使又は第三者への著作物の利用の許諾を行うもの。

(5) 委託業務によって得られた特許権等の実施、許諾、移転、放棄等は「14特許権等の実施許諾」から「18実施許諾、移転等に係る契約」に従って行ってください。

#### **1.4 特許権等の実施許諾**

(1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を実施許諾する場合であって、専用実施権の設定若しくはその移転又は独占的通常実施権の許諾を行うときは「特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書（知財様式4）」を事前に代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。また、国外で実施許諾を行うときは「特許権等国外実施申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して協議を申し込んでください。

構成員は、特許権等の実施許諾を行った場合は、その事実が確認でき

われたときは、出願番号（回路配置利用権及び育成者権を除く。）、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称等が確認できる書類の写しを添付して「特許権等出願通知書（知財様式2）」を登録公報発行の日又は登録に関する公示の日から90日以内に代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。

(4) 構成員は、委託業務の成果に係る著作物の著作権のうち、次の①から③に掲げるものについて、創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類又は著作物の電子ファイル化したもの1部を添付して「発明等報告書（知財様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ速やかに提出してください。

- ① 著作権法第2条に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権。（以下「プログラム等の著作権」という。）
- ② プログラムの手引書その他これに類するもの。
- ③ 構成員の著作権の行使又は第三者への著作物の利用の許諾を行うもの。

(5) 委託業務によって得られた特許権等の実施、許諾、移転、放棄等は「12特許権等の実施許諾」から「16実施許諾、移転等に係る契約」に従って行ってください。

#### **1.2 特許権等の実施許諾**

(1) 構成員は、委託業務の成果に係る自らに帰属した特許権等を実施許諾する場合であって、以下の①については、「特許権等専用実施許諾・独占的実施許諾申請書（知財様式4）」、②項については「特許権等移転申請書（知財様式4）」を事前に代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。また、③項については「特許権等国外実施申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して協議を申し込んでください。

構成員は、生研支援センターの事前承認を得て以下の①から③項のいずれかの実施許諾を行った場合は、その事実が確認できる書類の写しを

る書類の写しを添付して「特許権等実施許諾報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

ただし、国外での実施許諾、専用実施権の設定若しくはその移転、独占的通常実施権の許諾をするときであっても、2（1）④のイからハに該当する場合は事前に生研支援センターの承認を受ける必要はありません。

なお、国外での実施又は実施許諾に関する事前申請を受領した場合、生研支援センターは、以下の「国外での実施又は実施許諾の承認にあたり参考とするポイント」を踏まえて承諾するか否かを判断します。申請にあたっては、以下の点に関する資料の提出等に留意して行ってください。

【国外での実施又は実施許諾の承認にあたり参考とするポイント】

- ・ 国内農林水産業・食品産業等に影響を及ぼさないこと。
- ・ 国内企業等（大学・研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと。
- ・ 国内企業の競争力の維持に対する不利益をもたらさないこと。
- ・ 当該知的財産権を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと。
- ・ 当該知的財産権を活用するための事業計画等を有し、実用化・商品化が見込まれること。
- ・ 農林水産業・食品産業等に関する技術の向上が見込まれること。

等

同じく、専用実施権の設定又はその移転、独占的通常実施権の許諾に関する申請を受領した場合、生研支援センターは、以下の「専用実施権の設定等の承認にあたり参考とするポイント」を踏まえて承諾するか否かを判断します。申請にあたっては、以下の点に関する資料の提出等に留意してください。

【専用実施権の設定等の承認にあたり参考とするポイント】

専用実施権の設定等先が、

- ・ 当該特許権等を活用するための事業計画等を有し、商品化・事業化されることが期待できる者であること
- ・ 当該知的財産権を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと
- ・ 将来、倒産や買収等によって、当該知的財産権の活用が阻害される恐

添付して「特許権等実施許諾報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

① 専用実施権又は独占的通常実施権の許諾を行うとき

① 特許権等の移転を行うとき。

② 国外で実施許諾を行うとき。

れないこと

等

専用実施権の設定等によって、

- ・ 農林水産業、食品産業等に関する技術の向上が見込まれること
- ・ 国内企業等（大学、研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと
- ・ 国内企業等の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないこと

また、構成員は、研究成果に係る特許権等を第三者へ実施許諾する場合（研究成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を実施許諾する場合を除く。）には、特許権等の取扱いや守秘に関し、既に締結された契約書等の規定に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならないことに留意してください。（（2）において同じ。）

- (2) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等について、国内において非独占的通常実施権の許諾を行う場合は、生研支援センターへの事前承認申請は必要とせず、許諾後にその事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等実施許諾報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

### **1.5 特許権等の実施**

- (1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を実施した場合であって、以下の①から③の各項については「特許権等実施報告書（知財様式3）」を前年度（4月から3月まで）の特許権等の実施状況を、毎年5月末までに代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。
- ① 構成員が特許権等を自己実施したとき。
  - ② 構成員から特許権等の実施許諾又は移転を受けた者が当該特許権等を実施したとき。
  - ③ 当該特許権等の再実施許諾又は再移転を受けた者が当該特許権等を実施したとき。

- (2) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を国外で実施する

- (2) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等について、国内において非独占的通常実施権の許諾を行う場合は、生研支援センターへの事前承認申請は必要とせず、許諾後にその事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等実施許諾報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

### **1.3 特許権等の実施**

- (1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を実施した場合であって、以下の①から③の各項については「特許権等実施許諾報告書（知財様式3）」を前年度（4月から3月まで）の特許権等の実施状況を、毎年5月末までに代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。
- ① 構成員が特許権等を自己実施したとき。
  - ② 構成員から特許権等の実施許諾又は移転を受けた者が当該特許権等を実施したとき。
  - ③ 当該特許権等の再実施許諾又は再移転を受けた者が当該特許権等を実施したとき。

- (2) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を国外で実施する

場合であって、構成員が特許権等を自己実施するときは「特許権等国外実施申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。

生研支援センターの事前承認を得て当該特許権等を国外で実施した場合は、「特許権等実施報告書（知財様式3）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

#### 1.6 特許権等の移転

(1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を移転する場合は、「特許権等移転申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。なお、特許権等の移転が国外の特許権等に係るものである場合は「特許権等国外実施申請書（知財様式4）」にて同時に事前申請を行ってください。

生研支援センターの事前承認を得て当該特許権等を移転した場合は、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等移転報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

また、構成員は、研究成果に係る特許権等を第三者へ移転する場合（研究成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を実施許諾する場合を除く。）には、特許権等の取扱いや守秘に関し、既に締結された契約書等の規定に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならないことに留意してください。（（2）において同じ。）

(2) ただし、移転が当該特許権等の権利者である構成員の合併又は分割による場合や、2.（1）④のイ～ハのいずれかに該当する場合は事前に生研支援センターの承認を受ける必要はありません。

場合であって、以下の①から③の各項については「特許権等国外実施申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。

生研支援センターの事前承認を得て当該特許権等を国外で実施した場合は、「特許権等実施報告書（知財様式3）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

- ① 構成員が特許権等を自己実施するとき。
- ② 構成員から特許権等の実施許諾又は移転を受けた者が当該特許権等を実施するとき。
- ③ 当該特許権等の再実施許諾又は再移転を受けた者が当該特許権等を実施するとき。

#### 1.4 特許権等の移転

(1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を移転する場合は、「特許権等移転申請書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出して、生研支援センターの事前承認を得てください。

生研支援センターの事前承認を得て当該特許権等を移転した場合は、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等移転報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

(2) ただし、特許権等の移転並びに前項「特許権等の実施許諾」の専用実施権及び独占的通常実施権の移転について、当該特許権等の活用に支障を来すおそれがない場合であって、以下の①から④項のいずれかに相当

なお、特許権等の移転に係る申請を受領した場合、生研支援センターは、以下の「特許権等の移転の承認にあたり参考とするポイント」を踏まえて承諾するか否かを判断します。申請にあたっては、以下の点に関する資料の提出等に留意してください。

【特許権等の移転の承認にあたり参考とするポイント】

移転先が、

- ・ 当該特許権等を活用するための事業計画等を有し、商品化・事業化されることが期待できる者であること
- ・ 当該知的財産権を活用して行う事業が、法律や公序良俗に反するものでないこと
- ・ 将来、倒産や買収等によって、当該知的財産権の活用が阻害される恐れがないこと

等

移転によって、

- ・ 農林水産業、食品産業等に関する技術の向上が見込まれること
- ・ 国内企業等（大学、研究機関等を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがないこと
- ・ 国内企業等の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないこと

こと

等

## **1.7 特許権等の放棄**

- (1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を放棄するときは「特許権等放棄届出書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

構成員は、特許権等を放棄した後に、これを証する書類を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。

なお、第三者を含む共有の特許権等に係る構成員の持分放棄は移転の扱いとします。

- (2) 構成員は、他の構成員又は協力機関と共有する研究成果に係る特許権等について、自己の持分を放棄するときは、他の共有権者の承諾を得るとともに「特許権等放棄届出書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支

する場合は、申請書の提出を省略して、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して「特許権等移転報告書（知財様式5）」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出してください。

- ① 構成員である当該特許権等権者の合併又は分割によって当該特許権等が移転される場合
- ② 構成員である当該特許権等権者が株式会社であって、その子会社又は親会社に当該特許権等の移転又は専用実施権の設定若しくは移転の承諾（以下「移転等」という。）をする場合
- ③ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者へ移転等をする場合
- ④ 技術研究組合が組合員へ当該特許権等を譲渡又は許諾する場合

## **1.5 特許権等の放棄**

- (1) 構成員は、研究成果に係る自らに帰属した特許権等を放棄するときは「特許権等放棄届出書（知財様式4）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出して報告してください。

構成員は、特許権等を放棄した後に、これを証する書類を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して報告してください。「特許権等放棄届出書（知財様式4）」は、特許権等の公開後における放棄の際に使用してください。

- (2) 構成員は、他の構成員又は協力機関と共有する試験研究成果に係る特許権等について、自己の持分を放棄するときは、他の共有権者の承諾を得るとともに「特許権等放棄届出書（知財様式4）」を代表機関を通じて生

援センターへ事前に提出して報告してください。放棄する特許権等の持分は、他の共有権者の寄与度に応じて他の共有権者が無償で承継するものとします。

ただし、特許権等の共有権者に委託先ではない協力機関等が含まれており、当該協力機関等へ特許権等の全部を承継する場合は放棄ではなく移転に該当するので持分を放棄する委託先は、その理由を明らかにしたうえで、「特許権等移転申請書（知財様式4）」を提出の上事前に代表機関を通じて生研支援センターへ協議を申し込んでください。

### 1.8 実施許諾、移転等に係る契約

(1) 構成員は、自らに帰属した研究成果に係る特許権等を実施許諾、移転又は承継する場合は、相手側と取り交わす実施許諾、移転又は承継に係る契約等の中で、以下の①から③を規定することとします。なお、再実施許諾、再移転及び再承継が行われる場合においても同様とします。

- ① 本事業との関係を明らかにする。
- ② 委託契約に基づいて行われた研究成果の全部又は一部を含む特許権等であることを明らかにする。
- ③ 委託契約に規定する秘密の保持及び成果の取扱いに係る規定が適用されること。国外で実施、実施許諾、移転等の契約を交わす場合は「1.2 発明・出願等の通知」の「国外での出願にあたり留意するポイント」を逸脱しないように注意してください。

### 1.9 著作権の利用等

(1) 構成員は、「2 特許権等の帰属」の(4)項に定めた、著作物の生研支援センター及び第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとします。また、構成員は、著作者が構成員以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとします。

(2) 構成員は、研究成果によって生じる著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究成果である旨を明示するものとします。

研支援センターへ事前に提出して報告してください。放棄する特許権等の持分は、他の共有権者の寄与度に応じて他の共有権者が無償で承継するものとします。

ただし、特許権等の共有権者に委託先ではない協力機関等が含まれており、当該協力機関等へ特許権等の全部を承継する場合は放棄ではなく移転に該当するので持分を放棄する委託先は、その理由を明らかにしたうえで、「特許権等移転申請書（知財様式4）」を提出の上事前に代表機関を通じて生研支援センターへ協議を申し込んでください。

### 1.6 実施許諾、移転等に係る契約

(1) 構成員は、自らに帰属した試験研究成果に係る特許権等を実施許諾、移転又は承継する場合は、相手側と取り交わす実施許諾、移転又は承継に係る契約等の中で、以下の①から③を規定することとします。なお、再実施許諾、再移転及び再承継が行われる場合においても同様とします。

- ① 本事業との関係を明らかにする。
- ② 委託契約に基づいて行われた研究成果の全部又は一部を含む特許権等であることを明らかにする。
- ③ 委託契約に規定する秘密の保持及び成果の取扱いに係る規定が適用されること。国外で実施、実施許諾、移転等の契約を交わす場合は「1.0 発明・出願の通知」の「国外での出願にあたり留意するポイント」を逸脱しないように注意してください。

### 1.7 著作権の利用等

(1) 構成員は、「8 知的財産権の帰属」の(4)項に定めた、著作物の生研支援センター及び第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとします。また、構成員は、著作者が構成員以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとします。

(2) 構成員は、委託業務の成果によって生じる著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとします。

## 2 0 委託先による特許権等に係る事務の実施

構成員は、特許権等に係る生研支援センターへの報告、通知、申請等を、委託期間中は代表機関を通じて行うものとし、委託期間が終了又はコンソーシアムが解散した場合は、生研支援センターへ直接行うこととします。

### 2 1 研究開発終了時の知的財産権の取扱い

委託業務終了時に保有を希望する者がいない特許権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは生研支援センター等による承継）を協議します。

### 2 2 国外機関との知的財産権の共有

研究課題推進上必要な場合には、国外機関（外国籍の企業、大学、研究者等）の本プログラムへの参加を認めています。ただし、適切な実行管理の観点から、委託業務の受託等に係る事務処理が可能な窓口または代理人が日本国内に存在することを原則とします。

国外機関が研究成果として得た特許権等は、生研支援センターと当該国外機関等との共有とします。

### 2 3 協力機関との共同出願

構成員は、研究成果に係る特許権等の共同出願人に協力機関を加えるときは、以下の①から⑧の全ての要件を満たす必要があります。なお、著作権及びノウハウについても本条を準用できるものとします。

- ① 構成員は、「発明等報告書（知財様式1）」の特記事項欄に、委託契約における秘密保持及び特許権等の取り扱いに係る規定の適用を受けることについて、協力機関が同意していることを明記すること。
- ② 構成員は、「発明等報告書（知財様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出するときに、「第三者を共同出願人に加える理由書（兼第三者を共同出願人に加える理由書）（事業様式5）」を併せて提出すること。
- ③ 構成員は、出願日までに、協力機関との間で特許権等の持分を峻別した

## 1 8 委託先による特許権等に係る事務の実施

構成員は、特許権等に係る生研支援センターへの報告、通知、申請等を、委託期間中は代表機関を通じて行うものとし、委託期間が終了又はコンソーシアムが解散した場合は、生研支援センターへ直接行うこととします。

### 1 9 研究開発終了時の知的財産権の取扱い

委託業務終了時に保有を希望する者がいない特許権等については、知財委員会において対応（放棄、あるいは生研支援センター等による承継）を協議します。

### 2 0 国外機関との知的財産権の共有

研究課題推進上必要な場合には、国外機関（外国籍の企業、大学、研究者等）の本プログラムへの参加を認めています。ただし、適切な実行管理の観点から、委託業務の受託等に係る事務処理が可能な窓口または代理人が日本国内に存在することを原則とします。

国外機関が研究成果として得た特許権等は、生研支援センターと当該国外機関等との共有とします。

### 9 協力機関との共同出願

構成員は、研究成果に係る特許権等の共同出願人に協力機関を加えるときは、以下の①から⑧の全ての要件を満たす必要があります。なお、著作権及びノウハウについても本条を準用できるものとします。

- ① 構成員は、「発明等報告書（知財様式1）」の特記事項欄に、委託契約における秘密保持及び特許権等の取り扱いに係る規定の適用を受けることについて、協力機関が同意していることを明記すること。
- ② 構成員は、「発明等報告書（知財様式1）」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出するときに、「第三者を共同出願人に加える理由書（兼第三者を共同出願人に加える理由書）（事業様式5）」を併せて提出すること。
- ③ 構成員は、出願日までに、協力機関との間で特許権等の持分を峻別した

共同出願契約を締結すること。

- ④ 共同出願契約の中で、本事業との関係並びに委託契約に基づいて行われた研究成果の全部又は一部を含む特許権等であることを明示するとともに、委託契約が定める秘密の保持及び研究成果の取扱いに係る規定を優先することを規定すること。
- ⑤ 構成員は、共同出願契約の内容について生研支援センターへ事前に確認を求めるとともに、生研支援センターが必要と認める場合は、生研支援センターとの間で共同出願契約の内容について調整を行うこと。
- ⑥ 構成員と協力機関との共同出願が、より広い権利を得ることを目的として委託業務以外の成果を含む出願である場合は、「発明等報告書（知財様式1）」の中で研究成果と委託業務以外の成果とを峻別して記載すること。
- ⑦ 協力機関との共同出願について他の構成員が同意(※)していること。
- ⑧ 構成員間の共同研究によって発生した特許権等は、当該構成員間で共同出願契約を締結したうえで、当該構成員間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与に応じて当該構成員の間で協議して決めてください。

※「他の構成員の同意」とは、原則として、コンソーシアムに参加する全ての構成員の同意を得ることが望まれますが、委託事業において設定した複数の研究課題に対して、コンソーシアム内に各研究課題に対応したチームを構成して研究開発に取り組む場合は、チームの構成員の同意を得ることと取り扱うこともできます。

Ⅶ (略)

共同出願契約を締結すること。

- ④ 共同出願契約の中で、本事業との関係並びに委託契約に基づいて行われた試験研究成果の全部又は一部を含む特許権等であることを明示するとともに、委託契約が定める秘密の保持及び研究成果の取扱いに係る規定を優先することを規定すること。
- ⑤ 構成員は、共同出願契約の内容について生研支援センターへ事前に確認を求めるとともに、生研支援センターが必要と認める場合は、生研支援センターとの間で共同出願契約の内容について調整を行うこと。
- ⑥ 構成員と協力機関との共同出願が、より広い権利を得ることを目的として委託業務以外の成果を含む出願である場合は、「発明等報告書（知財様式1）」の中で試験研究成果と委託業務以外の成果とを峻別して記載すること。
- ⑦ 協力機関との共同出願について他の構成員が同意(※)していること。
- ⑧ 構成員間の共同研究によって発生した特許権等は、当該構成員間で共同出願契約を締結したうえで、当該構成員間で共有できるものとし、持分は特許権等の発生寄与に応じて当該構成員の間で協議して決めてください。

※「他の構成員の同意」とは、原則として、コンソーシアムに参加する全ての構成員の同意を得ることが望まれますが、委託事業において設定した複数の研究課題に対して、コンソーシアム内に各研究課題に対応したチームを構成して研究開発に取り組む場合は、チームの構成員の同意を得ることと取り扱うこともできます。

Ⅶ (略)